

新潟市水道局災害時支援協力員制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、新潟市に大規模な地震や長期的な断水を伴う漏水事故など(以下「災害等」という。)が発生した際に、新潟市水道局(以下「水道局」という。)の応急給水体制の強化及び応急活動等の充実を図るため、水道事業に関する経験と知識を生かし、水道局の行う活動を支援する水道局災害時支援協力員(以下「協力員」という。)の制度について必要な事項を定めるものとする。

(活動要請等)

第2条 協力員は、新潟市に震度6弱以上の地震が発生したときは、やむを得ない理由がある場合を除き、新潟市水道事業管理者(以下「管理者」という。)があらかじめ指定した場所に参集するものとする。

2 協力員は、前項に規定する以外の災害等が発生し、管理者が参集を要請した場合は、やむを得ない理由がある場合を除き、その要請の際に指定する場所へ参集するものとする。

(活動内容)

第3条 協力員は、災害等の発生により前条の規定に基づき参集する場合は、次の各号に掲げる活動に従事するものとする。

- (1) 自宅等から前条に規定する参集場所までの途上における水道施設の被害状況等の情報収集及びその内容の水道局への連絡
- (2) 水道局が行う応急給水活動の補助
- (3) 水道局が他の水道事業者等から受け入れる応援活動の記録業務の補助
- (4) その他管理者が必要と認める活動

(活動における指示等)

第4条 協力員は、前条第2号から第4号までに規定する活動に従事する場合は、それぞれの活動に係る水道局職員の責任者の指示に従うものとする。

(登録の対象者)

第5条 協力員として登録することができる者（以下「登録対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 「新潟市水道局職員就業規則」の適用を受けて勤務したのち退職した者（現に再任用職員及び会計年度任用職員として任用されている者を除く。）
- (2) 年齢が75歳に達した日以後の最初の3月31日に到達していない者
- (3) 災害時等に第3条各号に定める活動に従事することができる者

(登録の申請)

第6条 前条に規定する登録対象者のうち、協力員としての登録を希望する者は、災害時支援協力員登録申込書（以下「申込書」という。）を管理者に提出し、登録の申請を行うものとする。

2 管理者は、前項の規定による申込書の提出を受けたときは、当該申込内容を審査し適当と認める場合は、当該申請を行った者に対し災害時支援協力員登録証（以下「登録証」という。）を発行し、この者を協力員として登録する。

3 登録の有効期限は、協力員が年齢75歳に達した日以後における最初の3月31日までとする。

4 管理者は、前項に定める登録有効期限までの間、登録を継続する意思の有無を登録した年度から3年ごとに協力員に対し確認するものとする。

(登録事項の変更)

第7条 協力員は、当該登録事項に変更が生じた場合は、速やかに災害時支援協力員登録変更届（以下「変更届」という。）を管理者に提出するものとする。

2 管理者は、前項の規定による変更届の提出を受けた場合は、当該協力員の登録内容の変更を行う。

(登録の辞退)

第8条 協力員は、登録を辞退しようとするときは、災害時支援協力員登録辞退届（以下「辞退届」という。）を管理者に提出するものとする。

2 第6条第4項の規定に基づく確認を行った結果、協力員に登録を継続する意思が無かった場合は、登録の辞退があったものとみなす。

3 管理者は、前2項の規定により登録の辞退があった場合は、当該協力員の登録を抹消するものとする。

(登録の取消し)

第9条 管理者は、協力員としてふさわしくない行為があると認めたときは、当該協力員の登録を取り消すことができる。

2 管理者は、前項の規定により登録を取り消した場合は、当該協力員に登録の取消しを通知する。

(登録証の返納)

第10条 協力員は、第6条第3項に規定する登録期限が到来したとき、第8条に規定する登録の辞退をするとき又は第9条第2項の規定により登録の取消しの通知を受けたときは、速やかに登録証を管理者に返納しなければならない。

(報酬等)

第11条 協力員には、いかなる報酬も支給しない。

2 参集その他に要する費用は、協力員の負担とする。

(保険)

第12条 管理者は、協力員の活動中の事故に備え、社会福祉法人全国社会福祉協議会が運営するボランティア活動保険に協力員を被保険者として加入する。

2 前項の規定に係る保険料は、水道局が負担する。

(被服等の貸与)

第13条 管理者は、協力員に対してブルゾン、帽子及び腕章（以下「貸与品」という。）を貸与する。

2 協力員が、第3条各号に規定する活動に従事する場合は、貸与品を着用するものとする。

3 第10条の規定は、貸与品の返納について準用する。この場合、「登録証」を「貸与品」に読み替える。

(庶務)

第14条 この要綱の施行に係る庶務は、計画課において処理する。

(様式)

第15条 この要綱に規定する申込書等の様式は、別に定める。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、水道局災害時支援協力員制度の実施について必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。